あやせのこと、もっと知りたい

後期高齢者医療制度の通知書送付や保険証・認定証の更新など

間保険年金課☎70・5617

保険料額決定通知書・納入通知書を送付

7月中旬、後期高齢者医療制度の加入者全員に、4年度 の保険料額決定通知書と納入通知書を送付します。

保険料額は、前年(3年1月~12月)の所得額に応じて、 県後期高齢者医療広域連合が決定します。保険料額は、 被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険 者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

計算は被保険者個人単位で行います。保険料率等は、 2年ごとに改定されます。4年度は表のとおり、均等割額 は4万3100円、所得割率は8.78%、限度額は66万円となっ ています。保険料の納付方法は、特別徴収(年金からの 差し引き)が原則ですが、次に該当する方は普通徴収(納 入通知書か口座振替による納付方法)となります。

①年金給付額が年額18万円未満

- ②後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金給 付額の2分の1を超える
- ③年度途中で後期高齢者医療の資格を取得(75歳になっ た方、転入した方など)
- ④特別徴収から口座振替に変更一など 保険料の未納がない方は、申し出により納付方法を特 別徴収から口座振替に変更できます。

表 保険料率等の比較

期間項目	R4~5(A)	R2~3(B)	(A) - (B)
均等割額(年額)	4万3100円	4万3800円	-700円
所得割率	8.78%	8.74%	0.04%
限度額(年額)	66万円	64万円	2万円

被保険者証が新しくなります』

現在使用している後期高齢者医療被保険者証(水色)の 有効期限が7月31日で満了となるため、8月1日以降は使用 できなくなります。新しい保険証(桃色)は7月中に簡易書 留で郵送します。10月1日の窓口負担の見直しに係る制度 改正(2割区分の新設)に伴い、今回送付する保険証の有

効期限は8月1日~9月30日です。10月1日から使用する保 険証は9月に改めて送付いたします。8月1日を過ぎても保 険証が届かない場合や、紛失した場合は、同課へ問い合 わせてください。

減額認定証、限度額適用認定証が新しくなります

現在使用している限度額適用・標準負担額減額認定証 (減額認定証)、限度額適用認定証の有効期限が7月31日 で満了となるため、8月1日以降は使用できなくなります。

現在、減額認定証(若草色)か限度額適用認定証(紫色) を持っていて、8月1日以降も対象となる方には新しい認 定証を7月31日までに郵送します。





所:綾瀬市上土棚北3-21-28【第二圃場】

(第一圃場の営業は終了致しました)

★収穫は予約制です。詳しくは HP「あやせベリーガーデン」検索

★ご予約・お問い合わせはお電話で 080-5505-8810(10 時~ 18 時)

国民年金保険料

間保険年金課☎70・5618か厚木年金事務所☎046・223・7171

申請で納付免除・猶予

国民年金の第1号被保険者で、経済的理由などで保険 料を納めることが困難な場合は、申請して承認を受けると 免除・猶予されます。承認期間は7月~来年6月の1年間で、 毎年申請が必要です。継続を希望して全額免除か納付猶 予を承認された方は、次年度以降は原則として申請不要です。 対第1号被保険者で次のいずれかに該当する方①本人、 配偶者、世帯主(納付猶予は本人、配偶者)それぞれの 前年所得が定められた基準以内②失業、倒産、廃業が確

認できる③障がい者、寡婦かひとり親で前年所得が135 万円以下4年活保護法による生活扶助以外の扶助を受給 **筒**年金手帳、納付書など基礎年金番号の分かるもの、雇 用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証(昨年1 月1日以降の失業を理由とする方)

■〒252-1192市役所保険年金課に郵送か直接。結果は 日本年金機構から承認通知書を送付(一部免除の方には 区分に応じた納付書も送付)

固定資産税 (家屋)

問課税課☎70.5626

申告で減額に

今年中に住宅耐震・バリアフリー・省エネ改修工事や認 定長期優良住宅の新築をした方や予定している方は、完了 後に必要書類を添付して申告すると、来年度の固定資産 税が減額できる場合があります。

▶減額率▷①住宅耐震改修工事 1年間2分の1▷②バリ アフリー改修工事 1年間3分の13省エネ改修工事 1年 間3分の1▷④認定長期優良住宅の新築 5年間か7年間2 分の1▶申告期限▷①~③完了後3カ月以内▷④来年1月 31日まで▶減額措置の併用 ②と③併用可▶詳細 減額 対象条件や提出書類は市⊞に掲載



建物取り壊しは連絡を

今年1月2日~12月31日に建物の取り壊しをした方や予定している方は、同課へ連絡してください。

原油・原材料価格高騰に伴う臨時給付金

圆①商業観光課☎70·5685(製造業以外)、工業振興企業誘致課☎70·5661(製造業)②農業振興課☎70·5622

①中小企業原材料価格など高騰対策②農業経営費高騰対策 7月11日から申請受付開始

原油・原材料価格の高騰などの影響を受けている(1)市 内中小企業者や個人事業主②市内園芸・畜産農家を支援 するため、給付金を支給します。詳細は、市田を見てくだ さい。

▶対 ①4月期~8月期の間で、いずれかの月の1カ月の売上 総利益率が前年同月期等に比べて10%以上減少した市内 中小企業者と個人事業主(創業後1年未満で前年同月期と 比較できない場合は創業開始~4年8月期のいずれかの2カ 月を比較)②燃料・肥料・飼料などの価格高騰により影響

を受けている市内在住の農家と市内に住所を有する農業法 人のうち、農畜産業をなりわいとし、IAや市場などに出荷 し販売を行っている農家**▶給付額区分**①令和元年度等の 月次売上高に応じて50万円・30万円・10万円②前事業 年度の売り上げに応じて30万円・20万円・10万円▶必要 書類 申請書(市□からダウンロード可)、その他の必要書 でに、〒252-1192市役所①商業観光課(製造業以外)か 工業振興企業誘致課(製造業)②農業振興課へ郵送か直接